

ポリ塩化ビフェニル廃棄物関係事務処理マニュアル

平成28年 9月23日作成

令和3年 3月24日改正

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 保管及び処分状況等の届出
- 第4 保管事業場の変更
- 第5 処分終了・廃棄終了
- 第6 特例処分期限に係る届出
- 第7 承継
- 第8 譲渡し及び譲受け申請
- 第9 多量保管事業者

(別添)

- 様式 (第1号～第3号)
- 省令様式 (第1号～第8号)
- Q&A

第1 目的

このマニュアルは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び静岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づく届出又は報告の受付事務その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事務処理に関し、必要な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については個別の対応により事務処理するものとする。

第2 用語の定義

- 1 法 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年6月22日法律第65号）をいう。
- 2 政令 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年6月22日政令第215号）をいう。
- 3 省令 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年6月22日環境省令第23号）をいう。
- 4 PCB廃棄物 法に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。
- 5 PCB使用製品 法に規定するポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 6 微量PCB汚染廃電気機器等 PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器等を除く。以下「電気機器等」という。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったものをいう。
- 7 システム PCB廃棄物保管及び処分状況等管理システムをいう。

- 8 センター 関係健康福祉センターをいう。
- 9 廃リ課 廃棄物リサイクル課をいう。
- 10 ガイドライン 「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB収集・運搬ガイドライン」をいう。
- 11 多量保管事業者 ポリ塩化ビフェニルが使用された高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものを20台以上保管し、又は使用する事業場を設置している事業者をいう。

第3 保管及び処分状況等の届出（法第8条第1項）

(1) 事務処理手順

- ・センターは、毎年度4月上旬、前年度の保管事業者あて届出書の提出について通知する。
- ・センターは、届出書を受付け後、取りまとめの上、届出書（紙）及び保管状況届出書台帳（データ）を廃リ課へ提出する。提出時期は、廃リ課が定める。
- ・廃リ課は、データ集計を行い、環境省あて報告する。
- ・各センター及び廃リ課において届出書の写しを公衆の縦覧に供する。

(2) 提出書類

様式	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）（省令様式第1号(1)）
提出期限	毎年度の6月30日
提出先	保管事業場を管轄するセンター
提出部数	3部（センター1部、廃リ課2部）＋控えが必要な場合は届出者1部 ※新規発生の場合は、2部（センター1部、廃リ課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部【Q&A（1）No. 1参照】
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの届出書に写真を添付していないものについては、機器及び保管場所の写真（任意様式） ・届出対象期間内に処理したものについては、マニフェストB2票、D票及びE票の写し（電子マニフェスト利用者においては、これらの書類に記載される事項に相当する事項を印刷したものを添付）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度までの届出内容に訂正がある場合は、取消し線による上書きで訂正されていること（システムに過去のデータが残ったままになることを防ぐため）。 ・微量PCB汚染廃電気機器等について、廃棄物の種類欄に「低濃度PCB廃棄物（〇〇〇）」（〇〇〇には高圧トランス等の具体的な種類）と記入されていること。また、参考事項欄にPCB濃度が記入されていること。 ・分析により届出対象外である（PCB廃棄物に該当しない）ことが判明した場合、分析結果を証する書類（分析結果証明書等）の写しが添付されていること。

第4 保管事業場の変更（省令第10条第2項、第11条、第21条及び第28条）

(1) 事務処理手順

- ・センターは、保管事業場の変更（P C B廃棄物の移動）を計画している保管事業者に対し、ガイドラインに従い、P C B廃棄物保管場所変更運搬計画書及びP C B廃棄物保管計画書を提出するよう指導する。
- ・センターは、P C B廃棄物保管場所変更運搬計画書及びP C B廃棄物保管計画書を受付け後、廃り課へ進達する。ただし、高濃度P C B廃棄物の保管場所の変更は法により制限されているため、提出書類を受付ける前に省令第10条第1項で示されている同一区域内での変更であるかどうかを必ず確認すること。
- ・廃り課は、計画内容について保管事業場変更届出書台帳に入力する。
- ・P C B廃棄物の移動後、保管事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管場所等の変更届出書が提出されるので、センターはこれを受付け後、廃り課へ進達する。
- ・廃り課は、変更内容について保管事業場変更届出書台帳に入力する。

(2) P C B廃棄物の移動前の提出書類

ア P C B廃棄物保管場所変更運搬計画書

様 式	P C B廃棄物保管場所変更運搬計画書（様式第1号）
提 出 期 限	P C B廃棄物の移動予定日の10日前（目安）
提 出 先 及び 提 出 部 数	(1) 移動前の保管事業場を管轄するセンター 2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部 (2) 移動後の保管事業場を管轄するセンター 2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部 ※同一センター管内での移動の場合、当該センターへ 2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部 を提出すればよい。
添 付 書 類	イ 運搬経路図 ロ 梱包形態の見取図 ハ 携行書類 ニ 緊急連絡体制 ホ 緊急時対応マニュアル ヘ 保管状況等届出書の写し
留 意 事 項	・漏えいリスク回避の観点から、自己運搬（違法行為ではない。）は極力避けるよう指導する。 ・県外又は政令市内への移出・移入については、相手先の都道府県等にも事前確認するよう指導する。

イ P C B廃棄物保管計画書

様 式	P C B廃棄物保管計画書（様式第2号）
提 出 期 限	P C B廃棄物の移動予定日の10日前（目安）
提 出 先	移動後の保管事業場を管轄するセンター
提 出 部 数	2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部
添 付 書 類	イ 保管場所の施設場内配置図 ロ 保管場所の構造図 ハ 保管予定場所の写真

	ニ PCB保管に係る掲示板（写真可） ホ 管理方法（計画書内記載可）
留意事項	・ 県外又は政令市内への移出については、PCB廃棄物保管計画書の提出は不要とする。

(3) PCB廃棄物の移動後の提出書類

様式	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管場所等の変更届出書（省令様式第2号）
提出期限	PCB廃棄物の移動日から10日以内
提出先 及び 提出部数	(1) 移動前の保管事業場を管轄するセンター 2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部 (2) 移動後の保管事業場を管轄するセンター 2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部 ※同一センター管内での移動の場合、当該センターへ 2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部 を提出すればよい。
添付書類	PCB廃棄物の外観写真、収納容器及び収納状況の写真、保管状況の写真、運搬作業チェックシート、保管場所の構造図
留意事項	・ JESCOへ変更届を提出するよう指導する（対象品目のみ）。 ・ 次年度の保管及び処分状況等の届出を忘れないように指導する（システムのデータが更新されないまま残ることを防ぐため）。

第5 処分終了・廃棄終了（法第10条第2項）

(1) 事務処理手順

- ・ センターは、PCB廃棄物の処分を終了した保管事業者又は高濃度PCB使用製品の廃棄を終了した保管事業者に対し、その日から20日以内に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書を提出するよう指導する。
- ・ センターは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書を受付け後、廃り課へ進達する。

(2) 提出書類

様式	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書（省令様式第4号）
提出期限	PCB廃棄物の処分を終了した日、高濃度PCB使用製品の廃棄を終了した日からそれぞれ20日以内
提出部数	2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター
添付書類	処分終了については、処理施設と結んだ委託契約書の写し 廃棄終了については、使用をやめて保管している高濃度PCB廃棄物の写真
留意事項	「処分を終了した日」とは、その全てのPCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日をいう。また、「廃棄」とは、P

	C B使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
--	----------------------------

第6 特例処分期限に係る届出（法第10条第3項第2号及び第18条第2項第2号）

(1) 事務処理手順

- ・センターは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書を受付けた後、廃リ課へ進達する。
- ・センターは、上記届出事項の内容の変更があったことを把握した場合には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届出書を提出するよう指導する。

(2) 提出書類

ア 特例期限日に係る届出書

様式	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書（省令様式第5号）
提出期限	—
提出部数	2部（センター1部、廃リ課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター
添付書類	○保管事業者が自ら処分する場合…産業廃棄物処理施設の許可証の写し、特例処分期限日までに処分することを約する書類 ○処分を他人に委託する場合…処理業者との間で締結した特例処分期限日までに処分を委託することを内容とする契約書の写し
留意事項	・従来より計画的に処分委託を進め、処分期間の末日から起算して一年を経過した日（特例処分期限日）までに高濃度PCB使用製品又は高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であると認められる場合に、適用される。

イ 届出事項の変更届出書

様式	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出事項の変更届け出書（省令様式第6号）
提出期限	変更があった日から10日以内
提出部数	2部（センター1部、廃リ課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター
添付書類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限日に係る届出書（省令様式5号）の写し
留意事項	

第7 承継（法第16条第2項）

(1) 事務処理手順

- ・センターは、承継届出書を受付けた後、廃リ課へ進達する。
- ・廃リ課は、届出内容について台帳に入力する。

(2) 提出書類

様式	承継届出書（省令様式第7号）
提出期限	承継があった日から30日以内
提出部数	2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は届出者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター
添付書類	① 相続の場合 イ 被相続人との続柄を証する書類 ロ 相続人の住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し。ハにおいて同じ。） ハ 相続人に法定代理人があるときは、その法定代理人の住民票の写し ② 合併又は分割の場合 イ 合併契約書又は分割契約書の写し ロ 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により保管事業者の保管するPCB廃棄物に係る事業の全部若しくは一部を承継した法人の定款及び登記簿の謄本
留意事項	・PCB廃棄物の保管及び処分義務について、被承継人から申請者に承継されていることが添付書類から判断できることを確認すること。 ・JESCOへ変更届を提出するよう指導する（対象品目のみ）。

第8 譲渡し譲受け申請（省令第26条第2項及び第36条）

(1) 事務処理手順

- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けに係る取扱い指針」に従い、センターはPCB廃棄物の譲渡し及び譲受けを申請しようとする保管事業者に対し、ポリ塩化ビフェニル（譲渡し・譲受け）承認申請書により提出を指導する。
- ・センターは、同申請書を受付けた後、廃り課へ進達する。
- ・廃り課は、申請内容について審査を行い、廃棄物リサイクル課長による決裁後、審査結果をセンター経由で申請者あて通知する。
- ・廃り課は、承認内容について譲渡し及び譲受け台帳に入力する。
- ・センターは、譲受けた者に対し、実際に譲受けた日から30日以内に、省令様式による譲受け届出書を提出するよう指導する。
- ・センターは届出書を受付した後、廃り課へ進達する。

(2) 提出書類

ア ポリ塩化ビフェニル譲渡し承認申請

様式	ポリ塩化ビフェニル譲渡し承認申請書（様式第3号）
提出期限	－
提出部数	2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は申請者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター
添付書類	① PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合は、試験研究等に関する計画書の写し

	<p>② ①以外の場合</p> <p>イ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し</p> <p>ロ 破産、清算等の場合は事業者の経済的活動の存続が認められないことが明らかであることを証する書類</p> <p>ハ 親会社等への譲渡しの場合は親会社等であることを証する書類</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外又は政令市への移出を伴った譲渡しの場合、廃り課は同日付けで承認通知を発出するよう他県市と調整すること。 ・ JESCOへ変更届を提出するよう指導する（対象品目のみ）。

イ ポリ塩化ビフェニル譲受け承認申請

様式	ポリ塩化ビフェニル譲受け承認申請書（様式第3号）
提出期限	—
提出部数	2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は申請者1部
提出先	<p>保管事業場を管轄するセンター</p> <p>※県外又は政令市からの移入を伴った譲受けの場合、保管予定事業場を管轄するセンター</p>
添付書類	<p>① PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合は、試験研究等に関する計画書の写し</p> <p>② ①以外の場合</p> <p>イ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し</p> <p>ロ PCB廃棄物を確実にかつ適切に処理する意思がある旨及び廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへのいずれにも該当しない旨を記載した誓約書</p> <p>ハ 健全な財務状況であることを証する書類</p> <p>ニ 保管しようとする施設の構造を明らかにした図面</p> <p>ホ 親会社等からの譲受けの場合は親会社等であることを証する書類</p> <p>ヘ 建物等の資産売買に伴う譲受けの場合は建物等の登記事項証明書及び売買契約書の写し</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外又は政令市からの移入を伴った譲受けの場合、廃り課は同日付けで承認通知を発出するよう他県市と調整すること。 ・ JESCOへ変更届を提出するよう指導する（対象品目のみ）。

ウ 譲受け届出書

様式	譲受け届出書（省令様式第8号）
提出期限	譲受けがあった日から30日以内
提出部数	2部（センター1部、廃り課1部）＋控えが必要な場合は申請者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター
添付書類	譲受けについて、承認されたことを通知する書類の写し（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けに係る取扱い指針別紙2）
留意事項	

第9 多量保管事業者（高圧トランス等を20台以上保管又は使用している事業者）

(1) 事務処理手順

- ・センターは多量保管事業者に対し、多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理（変更）計画書を提出するよう指導する。
- ・多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理（変更）計画書はセンターにて受付けた後、廃り課へ進達する。
- ・当該事業場の所在地が静岡市内又は浜松市内である場合は、廃り課にて多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理（変更）計画書を受付け、各政令市あての写しを送付する。

(2) 提出書類

様式	PCB多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理（変更）計画書
提出期限	多量保管事業者に該当後又は計画変更後、速やかに
提出部数	1部（廃り課1部）＋控えが必要な場合は提出者1部
提出先	保管事業場を管轄するセンター（静岡市内又は浜松市内の場合は廃り課）
添付書類	変更計画書提出の場合は、変更前後の対比表

(3) 参考

静岡県PCB廃棄物処理計画（平成18年3月）において、多量保管事業者については自らPCB処理計画を策定し県に報告することとしており、多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理計画策定指導要領より「PCB多量保管事業者に係るPCB廃棄物処理（変更）計画書」の様式等を定めている。